

# 一般社団法人 スマートウエルネスコミュニティ協議会会費規程

制定 2018年5月9日

改定 2019年6月18日

## (定義)

第1条 本規程は一般社団法人 スマートウエルネスコミュニティ協議会（以下、本協議会という）の会費について規定する。

## (会費の徴収目的)

第2条 本協議会の年会費は主として本協議会の会務の運営および目的達成のための各種活動原資として使用される。

## (会費の区分と金額)

第3条 会費は入会金と年会費に区分される。

また、年会費は会員区分により相違し、下記の一覧表のとおりとする。

### <入会金一覧> (※1)

<不課税>

会員種別	入会金
全会員一律	なし

### <年会費一覧>

<不課税>

会員種別		年会費
本会員	会員資格 A (大企業会員) (※2)	800,000 円
	会員資格 B (企業会員)	400,000 円
	会員資格 C (非営利法人・団体会員)	200,000 円
	会員資格 D (自治体会員)	50,000 円
	有識者	なし
準会員 (社員総会で承認された非営利法人・団体会員) (※3)		50,000 円
学術会員	学術団体	なし

※1 2018年度は入会金はなしとするが、2019年度以降理事会決議に基づき、入会金を徴収することができるものとする。

なお、入会金を徴収することとなった場合、入会金については、全会員一律とし、初回入会時に徴収する。

一度脱会して、期間をあけて再入会する場合も初回入会とみなす。

※2 大企業会員は、資本金 3 億円以上の企業で当該企業の他にグループ会社を制限を設けず会員として登録を可能とする

※3 準会員・学術会員は、理事長又は理事会の推薦を経て、社員総会に承認された団体であり、社員として選任される資格はない。また、準会員の規模や収益の状況によっては、理事会の承認において会費免除を適用する場合がある。会費免除の承認は個別に判断する。

(会費の納期)

第4条 会員は、毎事業年度毎、本協議会からの会費に関する通知に明記された時期までに前条の区分に応じた年会費を支払わなければならない。

(中途入会時の会費の計算)

第5条 中途入会者は、年会費金額を月割換算して納付することとする。  
(100円未満切り上げ)

(中途退会時の会費の計算)

第6条 中途退会者の年間会費の未経過分については返還しない。

(休会時の会費の取扱い)

第7条 休会時には年会費の支払いを免除する。原則、休会の取扱いは各期の4月1日から開始となるため、休会申出の翌事業年度以降の年会費全額を免除とする。ただし、理事会の協議・承認により期中での休会となった場合であっても、既払いの年会費については返還しない。

(会員復帰時の会費の取扱い)

第8条 会員への復帰は期中でも受付ける。期中復帰の場合は、第5条の中途入会時同様、年会費金額を月割換算して納付することとする。(100円未満切り上げ)

(休会に関する規定外事項)

第9条 会員の休会につき、本規程に定めのない事項については、理事会の決議によることとする。

(規程の改廃)

第10条 本規程は、原則社員総会で改廃を行うが、会費の区分と金額の変更に関する部分の変更と誤字等軽微な修正については理事会の決議により変更することができる。